

平成 30 年第 1 回定例会 （平成 30 年 2 月 22 日）

**桶川北本水道企業団
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (2月22日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	4
委員長報告	5
企業長提出議案の上程、説明	6
一般質問	19
中 村 洋 子 君	19
星 野 充 生 君	26
第4号議案に対する質疑、討論、採決	31
第5号議案に対する質疑、討論、採決	31
第6号議案に対する質疑、討論、採決	32
第7号議案に対する質疑、討論、採決	32
第8号議案に対する質疑、討論、採決	34
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	43
閉会の宣告	44

桶川北本水道企業団告示第3号

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月15日

桶川北本水道企業団

企業長 現王園 孝 昭

1. 日 時 平成30年2月22日(木) 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会日程

議 事 日 程

平成30年2月22日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 委員長報告
5. 企業長提出議案の上程、説明
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
 - (1) 第4号議案
桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
 - (2) 第5号議案
埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
 - (3) 第6号議案
埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
 - (4) 第7号議案
平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
 - (5) 第8号議案
平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について
8. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会

平成30年2月22日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	北原正勝君	2番	中村洋子君
3番	星野充生君	4番	相馬正人君
5番	三宮幸雄君	6番	工藤日出夫君
7番	島野和夫君	8番	保坂輝雄君
9番	島村美貴子君	10番	佐藤洋君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

企業長	現王園孝昭君	副企業長	小野克典君
事務局長	林博之君	事務局次長兼総務課長	小高清隆君
事務局次長兼浄水課長	小島稔君	業務課長	篠田明君
給水課長	青鹿秀明君	施設課長	河野宏之君

○職務のため出席した者の職氏名

書記	久保武	書記	中村正夫
----	-----	----	------

午前 9時47分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（保坂輝雄君） それでは、定足数に達しておりますので、平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△議事日程の報告

○議長（保坂輝雄君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

△会議録署名議員の指名

○議長（保坂輝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

6番 工 藤 日出夫 議員

7番 島 野 和 夫 議員

の兩名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（保坂輝雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

△企業長の一般報告

○議長（保坂輝雄君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） おはようございます。

本日ここに平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多忙のところご参会いただきまして、厚く感謝申し上げます。

それでは、議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、業務の状況について申し上げます。

水道事業経営は、給水人口及び配水量の推移に深くかかわりますが、平成30年1月末の給水人口は14万2,261人で、前年同期と比べ604人減となっております。

配水量及び有収水量は、一般用、営業用、工場用ともに減少となり、昨年4月から1月までの配水量は1,324万571立方メートル、前年同期比13万4,601立方メートル、1.0%の減少、有収水量は1,216万7,116立方メートル、前年同期比5万1,358立方メートル、0.4%の減少となりました。この結果、給水収益は前年度比で0.6%減少となりました。

次に、防災訓練の参加について申し上げます。

昨年8月20日に北本市、本年1月21日に桶川市で実施した防災訓練に参加しました。当日は、給水タンク車に接続した給水栓による応急給水を実施するとともに、耐震管継手部を展示し、非常用飲料水袋などを配布しました。市民の皆さんには、水の重要性を認識していただいたところがございます。

次に、職員採用試験について申し上げます。

職員採用試験は、第1次の筆記試験を昨年10月に、第2次の面接試験を11月に行い、2名を4月より採用予定です。

次に、中丸浄水場非常用自家発電設備更新工事について申し上げます。

非常時の安定供給を図るための工事が、本年1月20日に完了いたしました。

次に、ダイレクト型制限つき一般競争入札について申し上げます。

本年度も設計価格1,000万円以上の工事を対象に、最低制限価格制度を設け実施し、現在までに19件の工事請負契約を締結いたしました。

最後に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

石綿セメント管更新事業の今年度の事業の内訳は、桶川市内7件、北本市内8件、更新距離3,289メートル、全て今年度完成予定でございます。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

△委員長報告

○議長（保坂輝雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

議会運営委員会委員長より、行政視察の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

三宮幸雄議員。

○議会運営委員長（三宮幸雄君） おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、報告を申し上げます。

報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

1、実施期間、平成29年10月26日から27日。

2、調査地、滋賀県長浜水道企業団及び愛知県北名古屋水道企業団でございます。

3、4、5につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

6、調査事項、水道事業の経営全般について。

1、事業概要について、2、水道事業の課題について、3、災害対策について、4、広域化についてでございます。

なお、この詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書をご参照いただきたいと思います。

以上で、桶川北本水道企業団議会水道事業行政視察調査結果の報告とさせていただきます。

以上でございます。

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（保坂輝雄君） 日程第5、企業長提出議案を一括上程いたします。

第4号議案から第8号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） 本日も提案申し上げ、ご審議いただきます議案につきまして、順次その概要をご説明申し上げます。

初めに、第4号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、第5号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について申し上げます。

本案は、同組合の組織団体である入間東部地区衛生組合が解散により脱退することについて

て、地方自治法第290条の規定により提案するものです。

次に、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

本案は、同組合の組織団体である入間東部地区消防組合の名称の変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により提案するものです。

次に、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

第2条は、収益的収入において、受託工事収益及びその他営業収益が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、分担金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

収益的支出においては、原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費及び総係費が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、消費税に不足を生じたので増額補正するものでございます。

第3条は、資本的収入において、工事負担金が予定した額に達しない見込みとなったため減額補正し、新たに県補助金を見込むとともに、分担金が予定した額を上回る見込みとなったため増額補正するものです。

資本的支出においては、建設改良費の石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、事務費及び営業設備費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

第4条は、職員給与費が予定した額に達しない見込みとなったため、減額補正するものです。

次に、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算について申し上げます。

平成30年度予算に当たりましては、水道事業ビジョンの「市民から信頼されつづける水道」の基本方針に基づき、将来にわたって「持続」「安全」「強靱」な水道事業を目指し、中長期的な視点に立った施設の更新を推進するため、予算編成を行ったところでございます。

予算第2条の業務の予定量は、給水件数6万2,260件、年間総配水量は1,566万7,300立方メートル、1日平均配水量は4万2,924立方メートルです。また、主要な建設改良事業として、石綿セメント管更新事業を5億6,060万5,000円としたところです。

第3条収益的収支では、収入は30億7,500万9,000円、前年度比0.85%減少、支出は27億846万円、前年度比0.61%減少となりました。

収入においては、営業外収益は増加しておりますが、営業収益が減少しております。

支出においては、営業費用及び営業外費用ともに減少しております。

第4条資本的収支では、収入は1億202万8,000円、前年度比22.11%増加、支出は14億3,992万2,000円、前年度比2.14%減少となりました。

収入においては、関係市負担金は減少しましたが、工事負担金及び分担金が増加し、県補助金を見込んでおります。

支出では、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、配水支管整備費、工事請負費、配水設備改良費は増加となっておりますが、原浄水設備改良費、事務費、営業設備費、企業債償還金が減少となっております。

第5条は一時借入金の限度額、第6条は流用する経費の額、第7条は他会計からの補助金、第8条はたな卸資産購入限度額をそれぞれ定めたところでございます。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明は終わりますが、事務局で補足説明をいたしますので、何とぞ慎重ご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

初めに、第4号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第4号議案書、桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例をごらんいただきたいと思います。

一部改正する条例が3つございまして、初めに、第1条は、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部改正でございます。

議案書の3枚目から新旧対照表をつけておりますが、第1条の改正につきましては、個人情報の定義を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これ以降法律と申し上げますが、こちらと合わせるものでございます。

同様に、第3条、第5条、第11条、第14条、第15条、第21条、第25条、第28条、第29条、第31条及び第33条の改正につきましても、個人情報の定義を法律と合わせる改正でござい

す。

次に、第2条の改正につきましては、個人情報の定義を法律と合わせるとともに、新たに個人識別符号及び要配慮個人情報についての定義を加えるものでございます。

次に、第6条の改正につきましては、これまで収集等が原則禁止されておりました個人情報について、要配慮個人情報として整理するものでございます。

次に、第23条の改正につきましては、さきの第2条の改正において電磁的記録の定義がされたため、字句の整理を行うものでございます。

次に、第24条の改正につきましては、個人情報の定義を法律と合わせるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用部分に条ずれが生じておりましたので、改めるものでございます。

次に、第38条の改正につきましては、さきの第2条の改正において号の繰り下げが生じたため、引用部分の整理を行うものでございます。

続きまして、第2条、桶川北本水道企業団情報公開条例の一部改正でございます。

第7条の改正につきましては、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部改正において、個人情報の定義が明確化されたため、同様に個人情報の定義を改めるものでございます。

続きまして、第3条、桶川北本水道企業団情報公開・個人情報審議会条例の一部改正でございます。

第2条の改正につきましては、桶川北本水道企業団個人情報保護条例の一部改正において号の繰り下げが生じたため、引用部分の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行につきましては、公布の日から施行でございます。

次に、第5号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について申し上げます。

本案は、同組合の組織団体であります入間東部地区衛生組合が、平成30年3月31日をもって解散することにより、団体数が減少となるため、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について申し上げます。

本案は、入間東部地区衛生組合が解散して、共同処理していた事業を入間東部地区消防組合へ移管することに伴い、入間東部地区消防組合の名称が平成30年4月1日より入間東部地

区事務組合に変更となるため、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

次に、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正予算書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、1ページですが、第2条、第3条の補正科目につきましては、企業長が提案理由で申し上げたものでございます。

補正額の内訳につきましては、次の予算実施計画で申し上げます。

なお、第3条は、予算第4条本文括弧書き中に記載の資本的収支の不足額及び補てん財源額に変更がありましたので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13億8,783万7,000円を12億6,235万円に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,298万円を7,431万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金10億3,354万7,000円を9億1,672万9,000円に改めるものでございます。

2ページにまいりまして、第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（1）職員給与費でございますが、1,000万円減額し、3億2,410万9,000円とするものでございます。

次に、3ページにまいりまして、補正予算の実施計画でございます。

予算科目で款、項、目となっております。目の科目で申し上げてまいります。

初めに、収入でございます。

営業収益の2、受託工事収益でございますが、給水取り出し箇所の舗装本復旧が当初見込みより少なかったことと、公共下水道工事に伴う給水管布設替工事が未発生となり、1,225万7,000円減額し、2,043万6,000円とするものでございます。

3、分担金でございますが、宅地分譲及び集合住宅の給水装置工事申請件数の増加により、2,526万6,000円増額し、1億569万6,000円とするものでございます。

5、その他営業収益でございますが、関係市負担金で、消火栓修繕が当初見込みより減少となり、490万円減額し、246万7,000円とするものでございます。

収入の合計は、31億940万円になるところでございます。

続きまして、支出でございます。

営業費用の1、原水及び浄水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や配水量の減少により、電気料金、薬品費及び受水費が減少となり、3,290万円減額し、11億

3,827万4,000円とするものでございます。

2、配水及び給水費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生や修繕費で公共下水道工事に伴う給水管布設替工事の未発生と、水道メーター購入単価が下降となり、また、路面復旧費で舗装本復旧が当初見込みより減少し、土地区画整理事業への負担金も当初見込みを下回ったことにより、3,923万8,000円減額し、3億1,385万3,000円とするものでございます。

3、受託工事費でございますが、公共下水道工事に伴う給水管布設替工事の未発生と路面復旧費で舗装本復旧が当初見込みより減少となり、1,186万5,000円減額し、2,545万5,000円とするものでございます。

4、業務費でございますが、印刷製本費で予定していた印刷物の作成が不要となり、59万4,000円減額し、1億3,988万5,000円とするものでございます。

6、総係費でございますが、給与費で人事異動及び育児休業取得により不用額が発生となり、1,000万円減額し、1億8,364万2,000円とするものでございます。

次に、営業外費用の2、消費税でございますが、平成29年度決算見込み結果に基づき、消費税が不足となるため、3,007万8,000円増額し、4,270万円とするものでございます。

支出合計額は26億6,044万1,000円になるところでございます。

次に、4ページにまいりまして、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から申し上げます。同じく目のところで申し上げます。

1、県補助金でございますが、平成29年度より新たに生活基盤施設耐震化等補助金の申請を行ったことにより増額し、632万円とするものでございます。

1、工事負担金でございますが、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管の布設替工事が減少となり、1,300万円減額し、2,585万9,000円とするものでございます。

1、分担金でございますが、1,082万8,000円増額し、4,529万8,000円とするものでございます。

資本的収入の合計は、8,770万4,000円になるところでございます。

続きまして、支出でございます。

建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費でございますが、委託料で落札率による不用額の発生により710万7,000円減額し、5億4,927万4,000円とするものでございます。

2、配水設備費でございますが、要綱に基づく配水管布設工事等の減少や、道路築造に伴う配水管布設工事の未発生などにより1,793万4,000円減額し、668万9,000円とするものでござ

ざいます。

3、配水支管整備費でございますが、落札率による不用額の発生により496万8,000円減額し、8,517万4,000円とするものでございます。

4、工事請負費でございますが、公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事が予定より減少となり、1,300万円減額し、2,375万6,000円とするものでございます。

5、原浄水設備改良費でございますが、落札率による不用額の発生により1,200万円減額し、2億2,332万3,000円とするものでございます。

6、配水設備改良費でございますが、工事のルート変更及び落札率による不用額の発生により4,300万円減額し、1億3,250万3,000円とするものでございます。

8、事務費でございますが、委託料で工事のルート変更により1,200万円減額し、2,839万6,000円とするものでございます。

9、営業設備費ですが、量水器費で水道メーター購入単価の下降や購入数の減少と、備品購入費で落札率による不用額の発生により1,133万円減額し、2,622万8,000円とするものでございます。

資本的支出の合計は13億5,005万4,000円となるところでございます。

次に、5ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、6ページ下の資金期末残高を26億2,637万2,000円と予定したところでございます。

以上で第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてでございます。

こちらは、配付してございます予算書、予算内訳書によりまして、それぞれ説明をさせていただきます。

初めに、予算書の1ページから2ページにかけましては、こちら先ほど企業長のほうで提案理由にて申し上げさせていただいておりますので、若干文章について補足説明をさせていただきますと、2ページの第4条の本文でございますが、資本的収入が支出に対して不足いたします13億3,789万4,000円の補てん財源といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,209万3,000円、減債積立金2億5,084万1,000円及び過年度分損益勘定留保資金10億496万円にて補てんするという内容でございます。

第5条が一時借入金の限度額、第6条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、(1)の職員給与費で3億2,173万4,000円、(2)の交際費、こちら

は企業長交際費及び議長交際費の合計で45万円でございます。

第7条が他会計からの補助金といたしまして、児童手当支給に要する経費について、桶川市及び北本市の一般会計より水道事業会計に繰り出しを受けるものでございます。

第8条がたな卸資産購入限度額、水道メーターの購入分でございますが、5,474万7,000円と定めたところでございます。

続きまして、4ページにまいりまして、平成30年度の予算実施計画でございます。

款、項、目までの予定額が記載されております。このページから7ページまでの資本的支出までにつきましては、予算内訳書のほうにより進めさせていただきたいと思っておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

予算内訳書の1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入からでございます。

1、水道事業収益、本年度予定額30億7,500万9,000円で、前年度と比較しまして2,628万2,000円の減少となっております。

続きまして、1、営業収益のほうから申し上げてまいります。

以下、金額につきましては本年度予定額を、内容につきましては主なものを申し上げてまいりますので、よろしく願いいたします。

初めに、1の給水収益26億4,058万円、こちらは水道料金でございまして、有収水量を1,445万1,100立方メートル、単価169円19銭を見込んでおります。

次に、2の受託工事収益3,721万2,000円、こちらは給水工事箇所路面復旧費及び手数料収入と、公共下水道工事に伴います給水管布設替えの収入でございます。

次に、3の分担金8,341万7,000円、こちらは新規利用分担金でございまして、3条収入としましては全体収入の70%となっております。

次に、4の公共下水道負担金7,865万2,000円でございますが、こちらは両市からの下水道使用料の徴収事務負担金収入でございます。

次に、2ページにまいりまして、2の営業外収益2億3,015万8,000円でございますが、こちらのうち長期前受金戻入が2億2,213万1,000円となっております、大部分となっております。

次に、4ページにまいりまして、支出でございますが、1、水道事業費、本年度予定額27億846万円で、前年度と比較し1,650万円減少となっております。

こちらにも予算額の大きい主な項目を申し上げます。

初めに、1の営業費用の1、原水及び浄水費11億6,018万5,000円でございますが、浄水課職員5人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で

4,280万7,000円を予定しております。

5 ページにまいりまして、委託料が7,919万1,000円ですが、各浄配水場の管理委託や設備等の保守点検費用、水質検査費用となっております。

修繕費が3,923万3,000円ですが、中丸浄水場の建屋屋上防水塗装や水質管理機器等の修繕などを予定させていただいております。動力費が1億967万4,000円、こちら各浄配水場や取水井及び端末等の電気料金、自家発電機用重油・灯油を予定しております。

薬品費1,405万3,000円でございますが、浄水処理用の次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウムの購入費用でございます。

次に、6 ページにまいりまして、受水費 8 億7,182万9,000円でございますが、埼玉県営水道からの受水費用としまして、受水量1,306万6,500立方メートル、単価については61円78銭で、前年度と同量、同単価となっております。

次に、2 の配水及び給水費 3 億8,310万2,000円でございますが、施設課職員 8 人、給水課職員 3 人、再任用職員 3 人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で8,329万8,000円を予定しております。

7 ページにまいりまして、委託料が8,073万9,000円でございますが、配水管の洗浄や漏水調査及び受付、管網計画見直しの委託費等を予定しております。

修繕費が1億7,989万9,000円でございますが、こちらは主などころでは配給水管等の漏水修理や道路改良等に伴う布設替え、水道メーター検定満期取り替え費用等を予定しております。

路面復旧費が2,891万4,000円でございますが、主に漏水修理箇所の舗装復旧費用でございます。

8 ページにまいりまして、3 の受託工事費3,976万8,000円でございますが、給水課職員 2 名の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で1,478万2,000円を予定しております。工事請負費1,147万9,000円でございますが、両市の公共下水道工事に伴う給水管の布設替え費用でございます。

9 ページにまいりまして、路面復旧費1,242万円でございますが、給水取り出し箇所の路面復旧費用となっております。先ほどの受託工事収益の給水工事収益にて収入を見込んでいる工事でございます。

次に、4 の業務費 1 億4,548万5,000円でございますが、業務課職員 5 人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費までの合計で4,128万6,000円を予定してお

ります。

10ページにまいりまして、通信運搬費1,027万4,000円でございますが、水道料金の納入通知書等の郵送料でございます。

委託料8,859万円ですが、料金徴収に関する委託費用でございますが、主なところでは、給水契約の受付から検針及び収納業務までを一括委託する水道料金等徴収関係業務委託6,156万円、水道の開閉栓を行う使用開始・中止等業務委託1,186万4,000円となっております。

5の議会費569万3,000円ですが、こちら議会に要する費用といたしまして、議会議員の報酬、手当、それから旅費ですとか委託料等を予定させていただきました。

次に、11ページにまいりまして、6の総係費1億7,816万8,000円でございますが、初めにそれぞれ特別職の報酬と手当を見ております。次に、事務局・総務課職員13人と再任用職員1人の給与費としまして、給料、手当、賞与引当金繰入額、12ページのほうにまいりまして、賃金、法定福利費の合計で9,855万7,000円を予定しております。

13ページにまいりまして、広告料490万円でございますが、すいどうだよりの発行や親子水道教室の開催費用などがございます。

委託料1,888万円でございますが、こちらは庁舎の管理費用や電算機の保守関連の費用等でございますが、平成30年度は企業会計システムの元号変更対応作業361万4,000円を予定いたしております。

14ページにまいりまして、賃借料446万6,000円でございますが、公用車や事務用機器等の賃借料でございます。

修繕費678万5,000円でございますが、主に庁舎の維持管理費用でございます。

退職手当負担金2,544万2,000円でございますが、こちらは埼玉県市町村総合事務組合に支払います負担金でございます。

15ページにまいりまして、7の減価償却費7億4,660万2,000円でございますが、このうち大部分が配水管等の構築物が占めております。

次に、資産減耗費799万1,000円でございますが、こちらは固定資産除却費が655万1,000円で、主に配水管と、16ページにまいりまして、浄水場設備の除却費用でございます。

2、営業外費用の1、支払利息及び企業債取扱諸費2,643万7,000円でございますが、こちらは企業債利息、借入金利息でございます。

2の消費税が859万1,000円でございます。

次に、3、予備費でございますが、500万円を予定させていただいております。

次に、17ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、1、資本的収入、本年度予定額1億202万8,000円で、前年度と比較しまして1,847万2,000円の増加となっております。

初めに、関係市負担金の負担区分による負担金992万9,000円でございますが、こちらは消火栓の設置費用について、桶川市、北本市よりご負担をいただくものでございます。

次に、補助金の県補助金1,209万8,000円、こちらは生活基盤施設耐震化等補助金として、災害時の避難所等までの管路の耐震化工事に対し交付されるものでございます。

次に、工事負担金4,425万1,000円、こちらは受託工事による配水管布設工事等の負担金収入でございますが、主に公共下水道工事及び土地区画整理事業に伴う配水管布設替えの工事負担金でございます。

次に、分担金3,575万円でございますが、こちらは分担金収入の30%をこの4条に収入として入れるものでございます。

次に、18ページにまいりまして、支出でございますが、1、資本的支出、本年度予定額14億3,992万2,000円で、前年度と比較しまして3,147万1,000円の減少となっております。

1、建設改良費の1、石綿セメント管更新事業費5億6,060万5,000円でございますが、こちらは石綿セメント管の布設替工事費でございますが、施設課職員3人の給与費を含んでおります。

委託料3,159万円、こちらは翌年度工事の設計業務委託を予定しております。

配水設備費4億5,819万円、こちらは配水管布設工事で9件を予定しております。

次に、19ページの2、配水設備費6,673万4,000円でございますが、こちらは配水管の新規布設費用等ございまして、道路築造等に伴う配水管布設工事と土地区画整理事業への負担金が増加しております。

次に、3の配水支管整備費9,361万3,000円でございますが、こちらは口径50ミリの配水支管の布設工事費で、7件を予定しております。

4の工事請負費4,248万9,000円でございますが、こちらは委託による配水管等の布設工事費ございまして、公共下水道工事に伴う配水管の布設替工事が増加しております。

次に、5の原浄水設備改良費1億911万3,000円でございますが、こちらは浄配水場施設の改良工事等の費用としまして、川田谷浄水場の蓄電池更新、中丸本庁舎南側出入り口の工事等を予定しております。

次に、6の配水設備改良費2億8,034万4,000円でございますが、こちらは配水管等の改良

工事の費用でございまして、平成29年度より進めております圏央道から中丸浄水場までの連絡送水管更新工事を予定しております。

7の事務費2,912万7,000円でございますが、こちらは建設改良に要する事務費でございまして、施設課職員2人の給与費を含んでおります。

20ページにまいりまして、委託料1,033万4,000円でございますが、送配水管の工事に伴う環境事後調査業務委託を予定しております。

8の営業設備費705万6,000円でございますが、水道メーターの購入費用や庁舎設備、備品等の購入費用でございまして、備品購入費にて川田谷浄水場空調機器更新を予定しております。

最後に、企業債償還金2億5,084万1,000円でございますが、こちらは企業債の元金償還でございまして、財務省財政融資資金、それと地方公共団体金融機構、こちらに元金を返済するものでございます。

また、予算書のほうに戻らせていただきまして、予算書の8ページから9ページにかけては、平成30年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つに区分してあらわしたものとなっております。

一番下でございます資金の期首残高、期末残高は、平成29年度及び平成30年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致いたしております。

10ページにまいりまして、給与費明細書でございます。括弧書きは再任用短時間勤務職員の外書きで、平成30年度は4名の予定でございます。一般職の職員は41名で、増減なしでございます。

給料は436万円の減少、手当は394万8,000円の減少、法定福利費は406万7,000円の減少でございまして、合計で1,237万5,000円の減少となっております。

下の表は、手当の内訳ごとの増減額をあらわしたものとなっております。

次に、11ページは、給料及び手当の増減額の明細でございます。

給料の436万円の減少でございますが、給料改定による増減分で34万5,000円の増加、昇給に伴う増加分で205万円の増加、その他の増減分で675万5,000円の減少となっております。

手当につきましては、制度改正に伴う増減分で201万円の増加、その他の増減分で595万8,000円の減少となりまして、手当全体では394万8,000円減少となっております。

次に、12ページ、給料及び手当の状況でございます。

職員1人当たりの平成30年1月1日現在の平均給与月額、前年比で1万2,943円減少し、平均年齢は1歳9カ月下がっております。

(2)の初任給でございますが、こちらは桶川市、北本市と同額となっているところでございます。

13ページにまいりまして、級別職員数でございますが、平成30年1月1日現在、平成29年1月1日現在のそれぞれ級別の在職しております職員の人数、構成比でございます。下段のほうは、企業職員の級別の標準的な職務内容を記載したものでございます。

14ページにまいりまして、昇給でございます。本年度は昇給に係る職員数は39人で、2号給昇給が5人、4号給昇給が34人となるところでございます。

下の特殊勤務手当でございますが、主な手当といたしましては緊急出動手当で、1人当たりの平均支給額は1,200円となっております。

15ページにまいりまして、期末手当・勤勉手当でございますが、支給率は両市と同率で、括弧書きは再任用職員の支給率となっております。

(7)の退職手当でございますが、勤続年数の区分ごとに国の制度と比較したものでございます。

(8)のその他の手当につきましては、桶川市、北本市とのそれぞれの異同を記載してございます。

16ページから18ページにかけては、平成30年度の予定貸借対照表でございますが、こちらは平成31年3月31日現在の財政状況をあらわしているものでございます。

17ページの2、流動資産の(1)現金預金19億5,246万3,000円が、先ほど申し上げました9ページのキャッシュ・フロー計算書の資金期末残高と一致したものとなっております。

18ページの7、剰余金の(2)利益剰余金の口、建設改良積立金4億7,000万円は、平成29年度の未処分利益剰余金をこちらに積み立てるものでございます。

ハ、当年度未処分利益剰余金5億3,200万6,000円ですが、こちらの内訳は、当年度純利益2億8,042万1,000円、繰越利益剰余金74万4,000円、減債積立金の取り崩しに伴う利益剰余金への振り替え2億5,084万1,000円となっております。

次に、19ページは、平成29年度の予定損益計算書となりまして、こちらは経営成績の予定をあらわしたものでございます。

下から4行目になりますが、当年度純利益といたしまして4億7,069万4,000円を予定いたしましたところでございますが、そのうち2億1,897万6,000円は長期前受金戻入額でございませ

て、資金の裏づけのない利益となっております。

次に、20ページから22ページにかけましては、平成29年度の予定貸借対照表となりまして、平成30年3月31日現在の財政状況をあらわしたものでございます。22ページの下から5行目の当年度未処分利益剰余金7億4,205万4,000円でございますが、このうち減債積立金からの振り替え分が2億7,131万円含まれておりまして、こちらにつきましては資本金に組み入れる予定でございます。

次に、23ページから24ページにかけましては注記でございますが、財務諸表を作成するに当たり採用しました会計処理の基準及び手続を注記として開示したのとなっております。

以上で予算書の説明を終わりとさせていただきます。

8号議案の説明はここまでとさせていただきます。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（保坂輝雄君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時38分）

○議長（保坂輝雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（午前10時54分）

△一般質問

○議長（保坂輝雄君） 日程第6、一般質問を行います。

◇ 中村洋子君

○議長（保坂輝雄君） 通告順に従い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） おはようございます。

私も水道議会に議員としてついてからはもう11年ということで、ずっと水道議会で発言させていただいているわけですが、やはり仕事を続けるということは、女性としても男性としても差はないんじゃないかということでは、非常に仕事を生きがいとして行ってまいりました。

そういう中で、今、非常に女性の社会進出が普通になってまいりました。しかし、就職し管理職になるということは、とても女性にとっても大変なことで、その職場の担当としても、

やはり出産や育児や介護というところに来ると、やはりどうしたものかということで、まだまだ問題が多いという現状を見ますと、この水道企業団でもやはり女性職員はいらっしゃるということで、どのような職員採用の実績と今、実態としてはどうなっているのかということで質問をさせていただきました。

質問事項1、職員採用の実績と女性の現在の配置先を伺うということで、要旨は、適正な配置になっているのか。また、2、管理職についてと、専門職（技術系）について採用するというか、そういう採用もあるのかということで伺っております。

また、質問事項2につきましては、ことしは異常に冬が長くて寒くて、非常に大雪という状況の中で、やはり関東地方は寒波の影響というのがどうなっているのかということで、災害の漏水について伺おうということで、質問事項にいたしました。

要旨①、寒波による漏水はどうであったか。また、老朽管の漏水の状況についてはどうか、ふだんの老朽管の漏水についてはどのようになっているのかということで伺いたいと思います。

また、質問事項3、料金未納状況についてということで、やはりさきに臨時議会がありまして、裁判を起こさなければならないという問題が起こりました。やはり、再発防止のためにも、滞納料金と合わせて裁判の料金ということでは、ダブルにかかってしまうということのないように、やはりきちんと滞納の相談窓口、あるいは滞納者への対応ということはどうなっているのかということで、質問事項3として取り上げました。

要旨①、滞納者の数と停水執行の数、要旨②で、集金委託者に対する顧客対応をどのように指導しているのかということで伺いたいと思います。

1回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、質問事項1の要旨①についてお答えをさせていただきます。

初めに、職員の採用実績についてご説明をさせていただきます。

当企業団の平成19年度から平成28年度までの過去10年間の採用実績を見ますと、採用者数が20名、うち女性が5名で、女性の割合は25%となっております。

平成29年度現在の当企業団の職員数は、再任用職員を除きますと40名で、うち女性職員が

9名、割合が23%となっておりますので、過去10年間の採用実績に近い状況でございます。

女性職員の配属先につきましては、現在、総務課が4名、業務課が2名、給水課が2名、施設課が1名で、浄水課は配属なしでございます。過去には浄水課にも女性職員を配置した実績がございますので、基本的には全課に配置される形となっております。

このように、事務系部署に限らず、技術系部署にも配置されており、適正な配置がされていると思われま

次に、要旨②についてお答えさせていただきます。

現在、当企業団の女性職員で一番上位の役職についている者は係長職でございます、2名おります。また、過去には課長補佐級の管理的地位の女性職員が2名おりました。昇格につきましては、性別は関係なく、能力あれば可能と考えております。

専門職での採用につきましては、現在、1名の女性職員を土木の専門職で採用しております。専門職は、募集を行っても応募が少ない状況でございます、過去10年間で土木の専門職の募集を3回行いましたが、採用者は4名で、うち1名が女性となっております。

今後も、専門職での募集を行う際は、男女の区別なく、優秀な人材を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 続きまして、質問事項2、要旨①についてお答えさせていただきます。

この冬は、全国各地で上空の強い寒気の影響を受けて、厳しい冷え込みによる路面、水道管の凍結や破裂による漏水が相次いで報告されております。

当企業団におきましても、1月22日の大雪に始まり、長引く寒さから宅地内の水道管の凍結や破裂による漏水に関する問い合わせが多数ありました。特に、1月24日から29日の6日間で、206件ございました。この内訳は、水が出ないが50件、水道管等破裂が156件ございました。そのほか、直接業者に漏水修理を依頼したお客様も多数いらっしゃると聞いておりますので、被害件数はさらに多いものと認識しております。

なお、先ほど申し上げました156件の被害は、外配管やコン柱等の水道管破裂が141件、給湯器破損が15件でした。また、その対応としましては、通常は職員が応急措置として止水栓を閉めに伺い、お客様に修理業者を紹介するのですが、複数の漏水対応を早急に行う必要があったため、ほとんどのお客様に止水方法を説明して、応急的に漏水をとめていただきまし

た。この件数は133件になります。また、ご自身で止水することができないお客様に対しましては、企業団と桶川北本管工事業協同組合の職員が現地に伺い、漏水対応に当たりましたが、これが23件になります。

漏水したお宅の中には、近所の方からの連絡による空き家が5件ありました。今後は、空き家の所有者には、漏水による被害が発生しないようにするためにも、水道の止水栓を閉めていただくよう、ホームページや広報紙「すいどうだより」等に掲載して、注意喚起を図っていきたいと考えております。

次に、質問事項3、要旨①についてお答えさせていただきます。

水道料金のお支払いをしていただいていないお客様に対しまして、初めに督促状、次に催告書、そして給水停止予告書を送ります。この過程を経て料金のお支払いがない場合には、水道法や企業団給水条例の規定に基づき、停水執行を行っております。

滞納者数は、月平均では督促状対象者が約2,000人、催告書対象者が約670人、給水停止予告書対象者は約300人、最終的な給水停止対象者は約160人から170人になります。また、停水執行件数は、ここ最近5年間を見ますと、平成25年度は767件、平成26年度は710件、平成27年度は431件、平成28年度は694件、平成29年度は4月から平成30年1月までで447件となっております。

今後も、料金徴収に努めるとともに、滞納者の抑制を図っていきたいと考えております。

次に、要旨②についてお答えさせていただきます。

集金委託者の方とは、停水日前日に最終的な打ち合わせを行っております。常にお客様目線に立って、親切丁寧な言葉遣いで接すること、また、滞納整理業務におきましては、給水停止を前面に出すことは慎むようにすること、そして料金のお支払いが困難な方には、企業団職員と協力して、お客様のご事情を考慮しながら、きめ細やかな納付相談に応じるなどの対応を重ね、極力給水停止に至らないような対応を心がけるよう指導いたしております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 質問事項2の要旨②についてお答えさせていただきます。

寒波の時期を問わず、1年を通じてのご説明をさせていただきます。

老朽管の漏水につきましては、口径50ミリ以下の給水管になります。昭和40年代、50年代に布設したもので、ポリエチレン管になります。経年劣化による管の亀裂や接続部分の腐食が主な要因でございます。

同じ路線におきまして漏水が複数回発生した場合には、安定給水を第一に、布設替対策路線として優先的に計画実施に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 1回目の答弁が終わりました。

引き続き中村洋子議員の2回目の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） それでは、2回目、質問をさせていただきます。

女性の採用ということでは、25%の採用になっているという実績があるという状況がわかりました。そういう中で、やはり継続して職員として勤めていられる方も多いかと思えますけれども、女性の主な仕事内容はどういう仕事をされているのかという点では、やはり経験されていくと管理職のほうになっていくのかなというふうに思いますが、そういう点で具体的にどんな仕事をされているのか。

また、男女の区別なく、成績や、あるいは意欲で採用されているということで、女性、男性区別なく採用しているということをお聞きしましたので、今後もそのようにしていただきたいというふうに思います。ぜひ、2回目、お願いします。

それから、質問事項2につきましては、寒波の状況では、非常に漏水があって、対応が大変だったというところが見えました。来年もそうなるかもしれませんし、これからどういふふうになっていくのかということもありますので、具体的に今後の対策について何かありましたらお願いします。

それから、老朽管の漏水については、日ごろから計画的にやっているという状況があるかと思いますが、具体的にこちらで優先的に計画実施に努めていきたいということで、具体的に紹介していただけたらというふうに思います。

それから、料金未納状況については、やはり滞納者については一定数、非常に447件とか、給水停止の対象というところでは非常に深刻な状況というのが見えてきたわけですが、そうなる前に、やはり相談窓口や、集金を委託しているという業者さんにどのように指導されているのかというところで、2回目お聞きします。

以上です。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、2回目の女性職員の主な仕事内容についてお答えさせていただきます。

現在、9名の女性職員がおりますが、仕事に関しては男女の区分はございませんので、同一の業務を行っております。

もう少し具体的に申し上げますと、総務課では4名の女性職員のうち、2名が庶務係、残り2名は経理係に配置されております。庶務係のうち1名は、現在、育児休業中でございますが、残り1名は主に給与や人事、共済関係の業務などを行っていただいております。経理係のうち1名は、今年度の採用職員でございますが、主に収入処理を担当しております。もう1名は係長でございますが、日々の収入支出の確認や月締め作業、また、月次合計残高試算表の作成や、監査委員による例月出納検査の説明を行っております。また、予算書や決算書などの財務諸表作成も、経理係長の重要な仕事となっております。

業務課には2名の女性職員がおりまして、料金係と業務係に1名ずつ配置されております。主に電算処理が中心でございますが、水道料金の検針から入金までの一連の電算業務のほうを行っていただいております。

給水課には2名の女性職員がおり、埋設管調査に来庁した業者等の対応や事前協議の受付、給水装置工事の受付審査や竣工図面の確認等、給水装置工事に関する一連の業務を行っております。また、1名は、係長として給水係をまとめております。

施設課には1名の女性職員がおりますが、こちらは土木の専門職で採用された職員でございますが、維持係にて配水管の設計や現場管理、漏水修繕工事の立ち会いや舗装修繕工事の確認作業等、係全般の業務を行っております。

このように、各配属先にて女性職員一人一人が責任ある業務を任せられ、能力を發揮していただいております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 初めに、質問事項2、要旨①の2回目のご質問の漏水対応に関する状況と今後の対策につきましてお答えさせていただきます。

漏水対応に関する状況といたしましては、お問い合わせいただいたお客様には、お近くの地元の水道業者を紹介していたのですが、業者の方も余りにも修理依頼件数が多く、それぞれの顧客対応に追われていたため、電話がつながらないなどの苦情をいただきました。このため、お客様にはこうした状況を説明しておわび申し上げ、給水区域以外の業者を紹介した

り、業者が対応するまでの間、漏水箇所にはビニールテープを巻くなどの応急措置をして、止水栓を閉めていただくなどのご協力をいただいたような状況でありました。

また、桶川北本管工事業協同組合の水道業者19社に漏水対応状況を調査したところ、回答をいただいた10社によりますと、1社当たりおおむね15件から30件の修理依頼を受けており、中には100件を受けたという業者もございまして、全ての対応を完了するのに一、二週間を要したとのことでした。

今後の対策といたしまして、桶川北本管工事業協同組合の水道業者の方には、漏水修理対応の協力を改めてお願いしたところがございますが、今回のように凍結破裂漏水が多発した場合、漏水修理を即日対応で当てることは困難をきわめますので、何よりも凍結による漏水を発生させないようにすることが重要となります。

水道業者の方からは、主な漏水の被害箇所は屋外の配管やコン柱の露出部分がほとんどであったとの報告を受けておりますので、水道管の露出部分への防寒対策が最優先課題となります。

市民の皆様には、ホームページや広報紙「すいどうだより」などを通じて、冬季において水道管の防寒対策を講じていただくことの重要性を周知し、また、空き家の管理者には止水栓の閉栓等の管理をお願いし、漏水事故を未然に防ぐための対応を行っていくことが重要であると考えております。

なお、これからもおいしくて安全な水を持続的にお届けできるよう、不断の漏水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項3、要旨②の2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

滞納者を増やさないために行っている委託収納業者への指導についてお答えいたします。水道料金のお支払いをしていただいていないお客様の中には、経済的に苦しくなくても毎回支払い期日を守らず、滞納を繰り返す悪質な常習者の方もいれば、料金のお支払いが本当に困難な方もいらっしゃいます。委託収納業者の方には、催告書対象者からは個別に訪問して対応に当たっていただいております。

前者の滞納常習者につきましては、毅然とした態度で接するようにし、支払い約束を反故にした場合は給水停止処分にするように指導いたしております。これは、料金をきちんとお支払いしていただいているお客様との公平性を確保する上でも必要であると考えております。給水停止は、滞納者を減らす特効薬でもあり、実際に給水停止を行うことにより料金をお支払いしていただくようになった方もいらっしゃいます。

一方で、本当に料金の支払いに困って滞納されている方に対しまして、納付相談に来ていただくよう促したり、市の福祉関係部署に相談に行くことを勧めるよう、委託業者の方へは指導しております。納付相談におきましては、親切丁寧な対応を心がけるとともに、お客様の暮らしが立ち行かなくなることがないように、支払い期日を延ばしたり、分納に応じたり、また集金に伺うなどしております。

生活に困窮されている方に対しましては、納付相談に来ていただくようお願いしてはおりますが、高齢の方であるとか、身体が不自由な方などに対しましては、電話で相談に応じたり、職員が委託業者と同行しまして、対応に当たるようにしています。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 計画実施の内容について、具体的に説明させていただきます。

管工事組合より、前日の漏水工事日報を提出していただきまして、地図上に漏水場所、漏水の年月日を記載し、職員同士情報を共有しております。また、漏水後の路面復旧パトロールを強化しておりまして、現状の交通量及び復旧後の路面の苦情等を考慮しながら、優先順位を考えながら布設替を実施しております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質問を終了いたします。

◇ 星 野 充 生 君

○議長（保坂輝雄君） 次に、星野充生議員の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） 改めまして、おはようございます。議席番号3番の星野充生です。

この場での質問というのが私は初めてということで、多少ちょっと不手際があるやもしれませんが、その辺はご了承いただきたいかと思えます。

まず、質問事項の1番ですが、先番の中村議員と多少かぶるところもありますが、水道管の凍結破裂件数や、その対応について。1月22日に大雪が降りまして、私の周りでも水が出ないとか、破裂したとか、そういった話を聞きましたので、それにつきましての対応ということでお聞きしたいかと思えます。

続きまして、質問事項2番は、道路法改正に対する考えということで、今、政府のほうは道路法改正を検討しているということのようで、老朽化して、それによって漏水して道路陥

没、こういうことのないようにしっかりとメンテナンスといたしますか、やりなさいよと、そうしないと罰則を設けますよと、そんな改正内容なんですけれども、そういったことがあっても、なくても、もう未然に防ぐための対策というのはやはり必要でありますので、ふだんどのような対策をとっているのかということをお聞きしたいかと思えます。

また、質問事項3番としましては、災害対策の告知や広報についてということで、先ほどの報告にもありましたが、1月21日には桶川市で防災訓練が行われました。そこで水道のしおりなんかも配布されていたわけなんですけれども、あの中身を見まして、なかなかよい冊子だなというふうに思ったわけですが、それをどういった方法でほかに配布しているのかですとか、やはり中身をちゃんと知ってもらわないことには、配布するだけじゃだめなんで、ここには啓発と書いてありますが、そういった中身をどんなふうに知らせて行くのかといったところをお聞きしたいかと思えます。

1回目の質問は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（保坂輝雄君） 星野充生議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 質問事項1についてお答えさせていただきます。

先ほど、中村議員にご答弁させていただきました内容と重複いたしますが、お客様からご連絡がありました水道管等の凍結破裂による漏水被害件数は156件ございました。こちらの対応につきましては、ほとんどのお客様に応急措置として、止水方法を説明して漏水を止めていただきましたが、これが133件になります。このほかの23件のお客様に対しましては、ご自身で止水することが困難であったため、企業団と桶川北本管工事業協同組合の職員が漏水対応に当たりました。

また、問い合わせ件数が多いと予想される1月27日土曜日及び28日日曜日には、電話対応が警備員1人となってしまったため、職員がそれぞれ1名出勤して、水道管等の凍結や破裂に関する問い合わせ対応に当たりました。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 質問事項2につきましてお答えさせていただきます。

道路陥没等の漏水事故等を未然に防ぐ方法の対策といたしまして、漏水の早期発見が一番重要なことと捉えております。漏水は、音として水道管を伝播する性質がございますので、

仕切弁や消火栓、舗装面から機器を使って捉えることができます。漏水の確認作業には、交通量の少ない夜間の時間帯に調査することが最善の方法でございます。従いまして、配給水管の全路線において、年2回の路面音調調査を漏水調査会社に委託しております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 質問事項3についてお答えさせていただきます。

当企業団では、市民の皆様幅広く水道事業について知っていただくための方法として、広報紙「すいどうだより」の発行やホームページにて情報発信をしているほか、「水道のしおり」という冊子を作成し、配布いたしております。

この水道のしおりでございますが、災害時における応急給水所のマップのほか、漏水の確認方法や水道の防寒対策、料金の支払い方法や料金表など、水道に関する情報をまとめた冊子となっており、両市の防災訓練のほかに、水道週間や親子水道教室等のイベント時にも市民の皆様へ配布を行っております。また、水道を新たに使用するお客様に対しましては、開栓時に投函しているところでございます。

次に、震災対策の啓発・広報でございますが、両市の防災訓練等において、給水タンク車による仮設給水や耐震管の模型・パネルの展示、非常用飲料水袋の配布等を行いまして、震災対策や応急給水活動の取り組みについて市民の皆様へ広報をさせていただいております。

また、水道のしおりやホームページの震災対策コーナーでは、災害に備えて日ごろよりご家庭でも取り組める対策として、水の備蓄をお願いしております。

応急給水所のマップにつきましては、水道のしおりのほか、ホームページにも掲載しております。また、定期的なすいどうだよりも掲載し、震災対策の啓発・広報に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 執行部の1回目の答弁が終わりました。

引き続き星野充生議員の2回目の質問を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問を行います。

まず、質問事項1番目なんですけど、27、28日、土曜日、日曜日と、こちらいわゆる休日出勤という形で職員が対応されたということだと思いますが、対応された職員には本当にご苦

労さまでしたということになります。それでしたら、そのときの土日の問い合わせの件数と、あと内容について伺いたいと思います。

あと、質問事項2番について、ちょっと気になったところがありまして、夜間の時間帯の調査ということなんです。年2回やっているということですから、今までもそう問題はなかったんだろうなとは思いますが、ちょっと夜間ということで、ひよっとすると何か騒音だとか、そういったことの問題とか、その辺のところは配慮されていると思いますが、念のためにその辺をちょっと確認したいと思います。夜間の調査に対しての近隣住民への配慮というものがちゃんとされているかどうか、ここら辺をちょっと確認したいなと思っております。

あと、質問事項の3番ですが、水の備蓄をやりましょうというような、水道のしおりのほうにもそういったことが書かれてはいたわけですけれども、実際、じゃ、やりましょうといっても、なかなかこれは難しいものなんじゃないのかなと思います。ですので、例えばなんです。私が数年前ぐらいまでは通勤で埼京線なんかを使っていたわけなんですけれども、そこで埼京線の社内のモニターに水の備蓄をやりましょうみたいな、そういったアニメーションがちょっと流れていて、結構よく見かけたんです。そこではマンション住まいで、もし地震とかでエレベーターがとまったら、給水車が来てもそれを持ち運びするのが大変だから、もう最初から備蓄していたほうが、そっちのほうが結局は楽なんですよとか、水を備蓄しておいて、3日ぐらいでも飲めなくはなるんだけれども、その後は洗濯に使えばいいから、結果的にそんな無駄にもならないし、結果的にはそんな大変なものじゃないんだよというふうな、そういうことをアニメーションでやっていたんです。それを見て、ああ、それだったら何かできるんじゃないのかなというふうに、私なんかも思ったものです。実際に、じゃ、備蓄したかという、そうはいかないわけなんですけれども、少しでもそういった具体的なやり方とか、そういったようなPRというか、そういったところをどんなふうに行うのかというところをお聞きしたいかと思っております。

2回目の質問は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（保坂輝雄君） 星野充生議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 質問事項1の2回目のご質問の、土曜日、日曜日の問い合わせ内容等につきましてお答えさせていただきます。

1月27日土曜日のお問い合わせ件数は48件でございました。被害内容は、給湯器からの漏

水が4件、コン柱からの漏水が1件、屋外配管部分からの漏水が43件となっております。また、28日日曜日はお問い合わせの件数が26件と少なくなりました。被害内容は、コン柱からの漏水が1件、屋外配管部分からの漏水が25件でした。この日以降、徐々に問い合わせ件数は減っていきました。

お問い合わせいただいた内容につきましては、水道管が破裂したので水を止めてほしい、修理をしてほしいとか、修理業者の紹介をしてほしいなどが多く寄せられました。また、問い合わせの対応といたしましては、修理業者を紹介させていただいた上で、お客様ご自身で止水する手順を説明申し上げ、漏水を止めていただきましたり、これが困難な場合には、桶川北本管工事業協同組合の職員に止水作業に当たっていただきました。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） お答え申し上げます。

深夜の漏水調査は騒音が発生するのではないかについてお答え申し上げます。

深夜の夜間音調調査は、徒歩で2人1組で漏水探知機という肩にかけるショルダーバッグをかけて、ヘッドホンをしながら道路上を歩いて調査しますので、騒音等の苦情は一切ございません。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、質問事項3の2回目、市民に対する水のPRの広報について、こちらについてお答えさせていただきます。

水の備蓄につきましては、水道のしおりやホームページに掲載するほか、広報紙「すいどうだより」にも応急給水所のマップとあわせまして定期的に掲載をさせていただいております。こちらの中では、1人1日3リットルとして、3日分のくみ置きを心がけることや、3日に一度で水を入れかえるようお願いしております。しかしながら、具体的な備蓄方法の説明等は掲載しておりませんので、ご質問のように、もう少し掲載内容については見直す必要があると考えております。

備蓄方法については、2リットルのペットボトル容器などを利用した水の備蓄が、ご家庭では手軽に行えるのではないかと考えておりますので、必要本数や水の入れかえの際の注意点、無駄なく利用する方法など、また、お風呂の水をすぐに捨てずにため置くことにより、突然の断水時には洗濯やトイレ等の生活用水として利用することもできますので、日ごろよ

りご家庭でも簡単に組みめる水の備蓄方法についても、市民の皆様にわかりやすくPRしていきたいと考えております。

また、PR方法についても、今後は両市の防災訓練や水道週間等の各種イベントにて、また、駅や公共施設等の掲示板や市内循環バス内の掲示スペースなども利用いたしまして、広く市民にPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、星野充生議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

△第4号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

初めに、第4号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第4号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第4号議案 桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第5号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第5号議案 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第5号議案 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第6号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第6号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第7号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 補正予算の第1号補正予算なんですけど、4ページ、県の補助金が新年度というか、補正予定額ということで632万円、先ほど生活基盤工事についてのということで説明があったんですが、具体的にどういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 補正予算書の4ページ、県補助金632万円の内訳でございますが、こちらは、議案の補足説明でも少し申し上げましたが、生活基盤施設耐震化等補助金として、埼玉県に平成29年度より補助金の交付申請を行ったものでございます。補助金の該当事業の中に、災害時における避難所等までの管路の耐震化を行うものがございまして、この項目にて申請を行っております。

この補助金は、国から県に生活基盤施設耐震化等交付金として一括で交付されまして、県が市町等に補助金として交付するものとなっております。平成29年度は1路線が対象で、補助金632万円を見込んでおります。また、平成30年度は3路線が対象で、補助金1,209万8,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 2回目、通告していないんですけれども、一応、この補助金はどれぐらいの割合で、工事費のどれぐらいの割合になるのかというところを2回目、お聞きしたいと思います。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の2回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、2回目の質疑にお答えさせていただきます。

こちらの補助事業でございますが、対象延長距離が2.2キロ、全体事業費が6.15億円となっております。こちら、補助金の補助率が4分の1となっております。交付額といたしましては1.2億円、こちらの額となります。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第7号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第7号議案 平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△第8号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（保坂輝雄君） 次に、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

通告1番、中村洋子議員の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 平成30年度桶川北本水道企業団水道工事会計予算内訳書の中から5点ほど質疑したいと思います。

5ページの委託料、水道水放射性物質検査委託という項目があるわけですが、16万6,000円、まずどのような業者でやっているのか、また、今の状況はどうなっているのかということ伺いたいと思います。

委託料、各浄水場運転管理業務委託というのがありますけれども、その管理委託業務の委託指名はどのように行うのかというのが1つと、それから、2点目が放射性物質検査委託先を伺いますということで、どのように行っているのか、2項目めで伺いたいと思います。

それから、7ページの負担金、区画整理地内工事による石綿セメント管の処分費というところがあるわけですが、やはりこれは、残りほどのぐらいいあるのかということで、区画整理地内というのはどの辺なのかというところで教えていただければと思います。

それから、固定資産除却費、655万1,000円のうち、石綿セメント管123万9,000円はどのような金額なのでしょうかとということをお伺いしたいと思います。

それから、19ページの原浄水設備改良費の中の石戸浄水場内配管整備工事1,728万円とありますが、こちらの内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の1回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 議案質疑要旨1、水道事業会計予算内訳書5ページ、原水及び浄水費委託料の各浄配水場運転管理業務委託についてお答えいたします。

水道事業は、生活に欠かすことのできない水道水を市民の皆さんに常時安定して給水し続けるという責務があり、そのための浄配水場の運転管理には、水道に関する知識と技術力が必要となります。運転管理業務委託に当たりましては、業務を適正かつ確実に行うことができるものとして、近隣、あるいは県内水道事業体での運転管理業務受託実績のある業者を選定し、指名いたします。また、契約に当たりましては、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、3年間の長期継続契約としております。

次に、要旨2、同じく委託料の水道水放射性物質検査委託についてお答えいたします。

この業務委託は、東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故の影響を確認いたすために、水道法に定められております水質検査業務を委託する際に、検査項目の一つとして追加し、水道水の安全性を確認するために実施しておりますものを継続して行うものでございます。

委託先としましては、厚生労働大臣の登録を受けております水質検査業務受託者により検査を行っております。これまでの検査結果としましては、放射性物質は不検出でございます。また、この検査結果は当企業団ホームページに掲載し、公表しております。

次に、予算内訳書19ページ、原浄水設備改良費の石戸浄水場内配管整備工事についてお答えいたします。

この工事は、石戸浄水場正門から入りまして北側に位置するところの、地面より上に配管されております配水設備に附帯設備の設置を行うものでございます。この配水設備は、石戸浄水場と川田谷浄水場間及び中丸浄水場間を結びます県水連絡送水管と市内へ水を送り出します配水管が接続された構造となっておりますが、万一漏水が発生した場合に止水するバルブの設置がなされておられません。止水することができませんと修繕を行うことができませんので、事前に附帯設備としてバルブの設置を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 予算内訳書の7ページ、負担金196万円につきましては、下日出谷東の区画整理地内でございます。今年度撤去した石綿管を処分場へ搬出する費用でございます。今回の撤去工事で、石綿管につきましては全て終了となります。

具体的に場所をご説明しますと、桶川郵便局とベニバナウォークの間の交差点付近の現場になります。

次に、予算内訳書15ページ、固定資産除却費のうちの石綿セメント管123万9,000円につきましては、平成30年度施工予定であります石綿セメント管更新事業路線に埋設されています既存管の残存価格の合計金額となります。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 2回目の質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 2回目、質問したいと思います。

5ページの3年間の管理委託というところでは、優秀な業者をとということで、委託しているという状況なんです、やはりその中で、仕事をやめられてなかなか大変と、業者を委託するのが大変とか、そういうことがあったら伺いたいと思います。

それから、19ページの石戸浄水場内の配管整備工事についてなんです、石戸浄水場は廃止するというふうな計画書がありますが、そういう状況の予定になっても、やはり必要な整備なのかどうか、伺いたいと思います。

その2点、2回目伺います。

○議長（保坂輝雄君） 中村洋子議員の2回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 2回目のご質疑にお答えいたします。

まず、浄配水場の運転管理業務でございますが、受託者の職員につきましては、水道に関する知識、技術を持ち合わせておる職員が企業団の運転操作を行っております。ただ、各水道事業体で操作方法、運転方法等が異なっておりますので、長く経験していただいて、長く勤めていただけるようにということで、3年間の長期契約としております。

また、受託者の人員が変わるとか、そういうことは実際には行われておりませんので、長く続けて運転操作に当たっていただいております。

次に、石戸浄水場の関係でございますが、当企業団水道ビジョンでは、石戸浄水場は廃止

の方向で整備を進めていくこととしておりますが、廃止とする場合、あるいは何かしらの改修が必要となった場合にも、水をとめる手段というのは必ず必要となりますことから、来年度設置予定といたしましたバルブは、時期は確定しておりませんが、将来的に必要な設備となるものでございます。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、中村洋子議員の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

12時を回るかと思いますが、引き続き会議を続けたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） それでは、引き続き会議を続けさせていただきます。

次に、通告2番、北原正勝議員の質疑を許可いたします。

北原正勝議員。

○1番（北原正勝君） 1番、北原正勝。

2点ほどの質疑をさせていただきます。

1つは、給水収益予算下の基礎的数値設定の考え方です。

水道事業収益は、約30億何がしでしたが、営業収益と営業外収益で構成され、営業収益の主体は給水収益、たしか26億何がしでしたが、全体の約93%を占めておまして、給水収益は有収水量と売価単価と消費税8%の積で計算されていると思います。

ここで、水道事業収益の根幹をなす、給水収益予算下の基礎的数値の考え方について確認をさせていただきます。

1つ、給水件数、たしか6万2,000件何がしと。あと給水量は、たしかこれに関しては、幾らだ、単位で言うところとちょっとあれですが、及び有収水量設定の考え方について、まずお尋ねします。

2番目に、単価。1立法メートル当たり169円19銭という単価設定で計算されていると思いますが、この考え方についてお伺いいたします。

2点目、水道事業費について、水道事業費、約27億は、原水及び浄水費、これがたしか11億何がし、配水及び給水費、これが約4億弱、受託工事費、これがたしか4億弱、等の営業費用と支払利息等の営業外費用及び予備費で構成されていると理解いたします。

ここで、特に水道企業団が管理可能で、改善ができるという費目に絞りまして、特に漏水

対策費、委託料、修繕費についてお伺いします。

1つ、漏水対策費の内容と、その実施状況について。

2番目、委託料及び修繕費の前年度予算との増減理由についてお尋ねします。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長（保坂輝雄君） 北原正勝議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、質疑の1つ目、給水件数、配水量及び有収水量の設定の考え方についてお答えさせていただきます。

予算編成における基礎的数値でございます給水件数、配水量及び有収水量につきましては、過去の実績値等から推計して数値を設定しております。初めに、過去4年間と平成29年度上期までの数値にて、平成29年度決算見込み数値を推計し、この見込値と直近3年間の実績値の前年度比の増減数等から、平成30年度の予算数値を推計して設定いたしております。

次に、質疑2の2つ目、委託料及び修繕費の前年度予算との増減理由についてでございますが、平成30年度予算の委託料及び修繕費は、前年度と比較しまして、全体では増加となっております。委託料から予算の目の項目ごとに、主な増加理由を申し上げますと、原水及び浄水費で、浄水場の運転管理業務委託を平成30年度より新たに契約すること等により、前年度比1,408万6,000円の増加、配水及び給水費で、漏水受付確認業務の経費の見直しや、石戸浄水場周辺の管網整備計画見直しの費用等により、前年度比1,076万9,000円の増加。業務費で、水道料金等の徴収に関する委託費の増加や、裁判に係る弁護士費用及び電算機の元号変更対応作業等により、前年度比624万4,000円の増加となりまして、委託料全体では前年度比3,071万1,000円、12.9%増加の2億6,797万4,000円となっております。

次に、修繕費でございますが、こちらも予算の目の項目で増加理由を申し上げますと、浄水場の修繕工事の減少により、原水及び浄水費の修繕費は前年度比1,351万9,000円減少となりましたが、配水及び給水費で、水道メーター検定満期による交換費用の増加や、漏水修繕及び給水管布設替え費用の増加等により、前年度比2,254万円の増加、また、総係費で、ガラス飛散防止フィルム貼付けや門扉修繕などの庁舎修繕により、前年度比299万6,000円増加となりまして、修繕費全体では、前年度比1,215万7,000円、5.7%増加の2億2,634万6,000円となっております。

このように、委託料及び修繕費につきましては、前年度比では増加となりましたが、水道

事業費用全体としましては、前年度比1,650万円、0.6%の減少となっております。今後も、給水サービスを損なうことのないよう、経費節減に努めながら、効率的な事業運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 続きまして、議案質疑1、②ですが、こちらは予算内訳書の1ページ、給水収益の水道料金のところに記載してございます1立法メートル当たりの単価169円19銭の設定の考え方につきましてお答えさせていただきます。

この設定単価は、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価をあらわしており、年間の水道料金収入を有収水量で割り込んで算出いたします。この供給単価を算定するに当たりまして、平成29年度の上期実績値及び前年の28年度の実績値と対比した平均増減率から算出した下期予測値との合計の数値を、過去の実績値や傾向等と比較しまして、平成29年度の水道料金収入と有収水量の年間見込値を算出しております。

このようにして推計した平成29年度見込みの年間水道料金収入24億5,816万7,756円を有収水量1,452万8,986立方メートルで割り込んで供給単価を算出しております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 漏水対策費用の内容と、実施状況についてお答えいたします。

予算内訳書の7ページ、配水及び給水費の委託料に、漏水調査業務委託として2,883万6,000円を計上しております。内訳といたしまして、個別音調調査という項目がございます。一般家庭の給水管の漏水を調査するものです。音を感じ取る音調棒という機器を使って、敷地内に設置されております止水栓、水道メーターから漏水の疑いのある音の有無を確認するものです。全家屋を対象に調査しております。また、夜間管路路面音調調査という項目もございます。漏水探知機といった機器を使用して、道路に埋設している配水管の漏水を調査するものでございます。

地下漏水の早期発見は、有収率の向上や修繕費用を抑えるといった効果がございますので、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 2回目の質問を許可いたします。

北原正勝議員。

○1番（北原正勝君） 平成30年度の収益的収入及び支出の単年度ベース収支は、先ほど企業長からは説明ありましたが、約3億6,000万円、黒字が単年度は予想されております。一方、中期的には、報告も企業長からありましたが、人口減による水需要の減少、設備老朽化等による設備更新及び修繕費の増大というものが予想され、今後は厳しい経営が予想されております。

加えて、先ほど中村議員のほうからもありましたが、水需要者であるお客様への多様なサービスという対応が一律的なサービスじゃなくて、いろんな方がいらっしゃるということで、対応が優先されております。

こういった観点から、やはり、先ほど水道事業費の中で、漏水対策と委託料、修繕費ということを一とつ捉えて質問をさせていただきましたが、この費目に関しては、当企業団が管理可能で改善可能な費目と私は理解いたします。そういった意味で、ぜひこれを予算化、今回は予算化ですが、これを実績ベースで削減するような活動をぜひやっていただきたいなど、これは要望です、願望です。

加えて、お客様第一主義ということでさんざん話がありましたが、これをベースにした業務改善、単なるお金だけじゃなくてサービスという、目に見えない付加価値というのも、重要な企業団の役割です。そういったことで、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質疑を終了させていただきます。

以上です。

○議長（保坂輝雄君） これは質問ですか。

○1番（北原正勝君） いいです、要望です。

○議長（保坂輝雄君） それでは、北原議員の2回目の質疑は終わりましたので、要望ということで、執行部の答弁はなしということにいたしたいと思います。

以上をもちまして、北原正勝議員の質疑を終了いたします。

次に、通告3番、星野充生議員の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） それでは、予算書の内訳書の中で、3点ほど質問をさせていただきます。

まずは、内訳書1ページになります。

分担金というところなんですけれども、ここで、13ミリ、20ミリが幾らとかというような項目があるわけですが、昨年度の予算書には、これ30ミリというのがあったんですが、今年

度というか、来年度、29年度には30ミリというのがあったんですが、30年度にはそれがないということで、その辺の、何かこれは見込みということで出しているようなんですが、それでは、30ミリを今回見込んでいない理由というのをちょっと伺いたいと思います。また、あわせて、25や40ミリ、こちらのほうは引き続きということですが、その理由というのも教えていただければと思っております。

それから、7ページですが、修繕費と、あと材料費にかかわるんですけども、修繕費の中の消火栓修繕、これが前年度と比べると約450万ほどの減になっています。一方で、材料費のほうで消火栓関係資材、こちらのほうが約440万ほどの増となっております、差し引きほぼプラマイゼロみたいなことになるんですが、この辺の修繕費と資材費の増減の関係、ここをちょっと伺いたいと思います。

それから、最後、14ページ、中丸庁舎南面ガラス飛散防止フィルム貼付け工事になりますけれども、この工事の目的をちょっと伺いたいと思います。

以上になります。

○議長（保坂輝雄君） 星野充生議員の1回目の質疑は終わりました。

執行部の答弁を求めます。

給水課長。

○給水課長（青鹿秀明君） 予算内訳書1ページ、3、分担金について、30ミリメートルを見込んでいない理由、25ミリメートル、40ミリメートルを見込んだ理由をお答えいたします。

新規に25ミリメートル以上の水道メーターの取り付けを必要とする場合、通常、事前に配管状況調査、給水工事の相談に来られます。その中で、給水工事の申し込みが見込まれる25ミリメートル8件と、40ミリメートル2件を計上しております。調査・相談に来られた中に、30ミリメートルが見込まれる案件はなかったため、計上いたしませんでした。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 予算内訳書7ページ、消火栓修繕と材料費の消火栓関係資材が、昨年度と比較して減額、増額になったことについてお答えいたします。

消火栓修繕は、主にフランジ接合部のボルト・ナットの腐食による漏水が原因です。水圧は、埋設位置から30メートルから40メートル上がるほどの大きな力があります。ボルト交換工事は経験を積んだ業者に依頼しておりますが、難工事を伴いますので、作業をしてくれる業者との調整に苦慮しておりました。

メーカー側より既存の消火栓の状態を外からかぶせる画期的な材料の生産が始まりました。企業団でも、今年度、試験的に数カ所設置してみましたが、今日まで何ら問題もございません。作業時間の大幅な短縮、安全性が保持できるといった大きなメリットがございます。

修繕費と資材の関係は、新たな修繕方法にしたことにより、修繕費が減額、資材費が増額の予算計上となりました。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 予算内訳書14ページの、中丸庁舎南面ガラス飛散防止フィルム貼付け工事の目的でございますが、この工事は、地震等の災害時に、ガラスの飛散を最小限に抑えるなど、庁舎内の安全性の確保と、冷暖房効率の向上のため行うものでございます。中丸庁舎の南面は窓ガラスが占める面積が大きく、災害時に割れたガラスが飛散して、二次災害が発生するリスクも高くなっております。また、窓から熱や冷気が伝わるため、冷暖房の効率も下がっております。

今回貼付けを行いますフィルムは、飛散防止効果のほか、人体に有害な紫外線のカットや、遮熱効果及び断熱効果も有しておりますので、年間をとおして省エネ効果も期待できるものとなっております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 2回目の質疑を許可いたします。

星野充生議員。

○3番（星野充生君） ありがとうございます。

それでしたら、ガラス飛散防止フィルムの件について再質問をちょっと行います。

窓ガラスの割合が大きいということで、今回この場所に、中丸庁舎の南面のほうへということなんですが、そういった窓ガラスの割合の大きいところというのはほかにあるんでしょうか。

今後、そういったことも含めて、別のところでのこういった工事の計画といたしますか、予定といたしますか、そういったところは考えているのかどうか、そこを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（保坂輝雄君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

中丸庁舎の南面は、ガラスの面積が全体で112平米と、非常に大きな面積となっております。ただ、南庁舎や、ほかの建物と比較しますと、ほかの建物につきましては、さほどガラスの面積が大きくなく、また、中丸庁舎に関しましては、職員がガラスのすぐそばに座って執務を行っておりますので、災害時のガラスの飛散によるリスクが高くなっております。まずこちらを優先的に行いまして、また、こちらのフィルムにつきましては、先ほど申し上げましたように、断熱効果や紫外線のカット、遮熱効果等も有しておりますので、これにより、冷暖房の効率が上がるようございましたら、今後はほかの窓にも設置することを検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、星野充生議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（保坂輝雄君） 起立全員であります。

よって、第8号議案 平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（保坂輝雄君） 日程第8、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題いたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（保坂輝雄君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきまして

は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△閉会の宣告

○議長（保坂輝雄君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

（午後 0時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 保 坂 輝 雄

署 名 議 員 工 藤 日 出 夫

署 名 議 員 島 野 和 夫

参 考 资 料

議 案 の 審 査 結 果

企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
4	桶川北本水道企業団個人情報保護条例等の一部を改正する 条例について	2月22日	原案可決
5	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少について	2月22日	原案可決
6	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	2月22日	原案可決
7	平成29年度桶川北本水道企業団水道事業会計補正予算 (第1号)について	2月22日	原案可決
8	平成30年度桶川北本水道企業団水道事業会計予算につい て	2月22日	原案可決

